

1 人件費について

(1) 国税庁の調査で、民間の給与水準が20年前と同水準だけども、人事委員会の調査では、民間の給与は2割増し、広島市の職員の給与も3割近く増額しているがどういうことか

国税庁の民間給与実態統計調査は、租税負担の検討及び税務行政の運営等の基本資料とするために実施され、従業員1人以上の事業所で、パート、アルバイト等の非正規雇用も含むすべての給与所得者が対象です。これに対し、人事委員会が人事院等と共同で行う職種別民間給与実態調査は、公務員と民間従事者の給与を正確に比較するため、公務職場に類似した正規従業員50人以上の事業所で正規従業員を対象にしています。

この調査対象事業所及び調査対象者が異なることが、二つの調査結果の違いの大きな要因であり、非正規雇用者がこの20年間で大幅に増加していることが、国税庁の調査における平均年間給与が増加していない大きな要因と考えられます。

また、常用労働者5人以上の事業所を対象とする厚生労働省の賃金構造基本統計調査によれば、広島県の正規従業員の平均年間給与は、平成元年から平成20年にかけて、男性は約17%、女性は約24%増加しています。

なお、本市職員の平均年齢が20年前より約6歳高くなっていることも、本市職員の平均年間給与が増加した要因と考えられます。

それから、先ほど議員の御質問にありました、人事委員会の報告の中で、民間と市職員の平均給与の20年間の増加の割合が、民間が2割、公務員が3割近くということですが、これは、市職員分については、公民格差分を修正する前の数字で比較したものだろうと思います。したがって、毎年その格差分を修正していますので、修正後の市職員の給与で比較すれば、民間と同じ2割程度になると思います。

(2) ボーナスの支給月数について、19政令市中18都市で0.2月減額の勧告ということになっているか

給与勧告の基礎調査となる職種別民間給与実態調査は、公務と類似した業種及び事業所規模並びに調査内容等共通の基準により、人事院、全国の都道府県及び政令指定都市等の人事委員会が共同して調査を行っていることや、政令指定都市という大都市の類似性などから、結果として19政令指定都市中18都市において、同じ0.2月のマイナス勧告となったものと考えています。

なお、期末・勤勉手当は、国、地方とも0.05月単位で支給されていることから、勧告も同じく0.05月単位で行っています。実際の民間調査の結果では、都市によって0.18月から0.22月までの幅がありました。0.05月単位で勧告するため、同じ0.2月のマイナス勧告となったものです。

2 時間外勤務手当について

(1) 厳しい財政状況の中、本市では、人件費などの義務的経費の削減に取り組んでおり、時間外勤務手当についても、その削減に努める必要があると考えております。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や職員の健康の保持増進の観点からも、長時間労働の抑制を図る必要があります。

一方、時間外勤務を命ぜられて実施した職員に対しては、法律上、時間外勤務手当を支払わなければならず、そのための一定の予算は確保する必要があると考えております。

時間外勤務については、各所属長が、常に業務の進め方や職員間の業務配分の点検等を行い、率先して削減に取り組むよう、各局等に通知をしております。

こうした状況の中、例えば平成21年度、2009年度においては、新たな事務である定額給付金給付事業への対応、新型インフルエンザや生活保護世帯の増加への対応等が必要となり、結果として時間外勤務手当額の減少に至りました。

(2) 臨時職員の採用について

本市では、効率的な執行体制を確保するため、正規、非常勤、臨時といった雇用形態の職員を雇用しております。

これまでも、臨時職員で対応可能な業務について、その配置を行っておりますが、今後、臨時職員の雇用により、時間外勤務手当の削減が図られるような職場において、雇用の拡大を検討したいと考えております。

(3) 財政健全化計画について

平成20年、2008年2月に取りまとめた「今後の財政運営方針」における平成20年度、2008年度から平成23年度、2011年度までの中期財政収支見通しでは、例えば高齢者福祉に要する経費を始めとする扶助費について、過去の伸び率等を参考に推計するなど、高齢化の進行の動向等を一定程度踏まえた内容となっています。

この財政運営方針では、計画期間内の目標として、平成19年、2007年9月公表の中期財政収支見通しにおいて見込まれた財源不足の解消と財政調整基金の確保、市債の実質残高の抑制を掲げ、市民サービスの維持・向上に努めながら、将来世代への過度の負担を残さない、持続可能な財政運営の実現を目指すことにしております。

平成15年、2003年10月に発しました財政非常事態宣言についてですが、近年の経済情勢等を踏まえると、今後とも市税収入の大幅な増加は見込めないこと、また高齢化の進行等に伴う社会保障費の増加が引き続き見込まれることなどから、直ちに解除できる状況にはないと考えております。

3 事務事業の見直しについて

(1) <市長> 委員会からの報告の受けとめ方と今後の取り組みの基本的な考え方について、私の方から御答弁させていただきます。

本市では、今年度、事務事業の見直し等について、外部の視点から幅広く意見を聞くため、広島市事務事業見直し等検討委員会を設置しました。委員会では、本年8月から10月までの間、本市が諮問した50の事務事業の今後のあり方について審議を重ねていただき、先月17日に、委員長から審議結果の報告がありました。

この報告は、客観的な第三者の視点から、本市の事務事業について評価し、新たな発想に基づく見直しの方向性等を提案してくださったものであり、委員の皆さんに感謝しています。

委員会から示された評価結果については、現在、各担当部局において、今後の施策にどう反映すべきかの検討を行っています。また、評価結果にあわせて、事務事業ごとに多岐にわたる意見をいただきしており、これらの意見を踏まえた慎重な検討が必要だと考えております。

その検討に当たっては、例えば廃止や縮小という評価をいただいた事務事業については、サービス利用者への影響や代替施策、民間でのサービス提供の有無等を考慮する必要があります。また、拡充や改善という評価をいただいた事務事業については、具体的な方策や費用対効果等を検討する必要があります。これらの検討を適切に進め、可能なものから来年度予算や行政改革計画の見直し等に反映させたいと考えております。

また、委員会によるヒアリングの場への出席等を通じ、職員は貴重な経験をしたと考えております。職員が得た客観的な見直しの視点等を、今後の自主的な事務事業見直しの取り組みに活用します。さらに、委員会で出された意見や市民、議員の皆さんからいただいた意見を生かし、よりよい委員会運営を図っていきたいと、決意を新たにしております。

今後とも、事務事業見直し等検討委員会の取り組み等を通じ、効果的、効率的な事務事業の推進を図ってまいります。

その他の御質問につきましては、担当局長から御答弁申し上げます。

(2) 事務事業見直し等検討委員会に提出した事務事業概要調書には、自己評価の欄を設けて、事務事業の有効性、サービス水準等の妥当性、実施方法の効率性の3項目について、各所管課による自己評価として、A、B、C、Dという4段階の評価を行いました。

この自己評価は、委員が評価する際の参考にしていただくために行ったものでございますが、委員の皆さんからは、多くの課題を抱えながらすべてをAの評価とする姿勢は問題である、あるいは自己評価が甘いといった厳しい意見をいただきました。

自己評価が総じて甘くなった要因としては、日々、事務事業に携わっているがゆえに、自己肯定的になりがちなこと、また主観的な判断に陥りやすい傾向があったことが考えられます。

今後、委員の皆さんからいただいた意見やヒアリング等を通じて得ることができた客観的な見直しの視点等を、各所管課における今後の自主的な事務事業見直しの取り組みに生かしたいと考えております。

4 不適正経理について

(1) 会計検査院から指摘のありました平成 14 年度、15 年度分の考え方について

今回の会計検査院の検査は、本市の支出関係書類が保存されている平成 16 年度、2004 年度から平成 20 年度、2008 年度までを対象にしております。

お尋ねの平成 14 年度、2002 年度及び平成 15 年度、2003 年度分の指摘額については、例外的に会計検査院が、平成 16 年度、2004 年度分の検査過程において、平成 15 年度、2003 年度以前の取引帳簿の提出を事業者に求め、それに応じて提出された事業者の取引帳簿に基づいて確認したものです、本市の支出関係書類との突合調査により判明したものではありません。

今回の本市の自主総点検は、本市の支出関係書類と事業者の取引帳簿を突合する方法により行いましたが、本市の支出関係書類が、文書取扱規程により、平成 16 年度、2004 年度以降しか保存されていないために、それ以降の年度を調査対象としたものです。したがいまして、本市の支出関係書類が保存されていない平成 15 年度、2003 年度以前分については、経理処理の状況が確認できないため、不適正経理処理額に含めることは考えておりません。

(2) 備品相当品のうち、廃棄されたものについての考え方

議員御指摘の預け金、一括払い、差しかえにより、消耗品費で購入した 306 件の備品相当品のうち、19 件については既に廃棄しています。この 19 件の物品については、公務で使用されていましたが、故障や老朽化により廃棄されたことが確認されており、全額返還の対象とした現物確認ができない物品、あるいは公金支出として不適切な物品とは異なっています。このため、これら 19 件の物品についても、他の預け金、一括払い、差しかえにより購入したものと同様に、その 10% を返還額として算入しています。

(3) 翌年度納入、前年度納入等について

職員等からの返還金の総額の考え方についてですが、まず今回の調査で現物確認ができない物品、公金支出が不適切であった物品については、全額を返還することにしています。

預け金、一括払い、差しかえにより購入した物品は、本来の手続を踏んでいないために、公的使用が明らかでも、物品の必要性の一部や価格の適正性に問題があったものと推認しました。すなわち、こうした物品につきましては、適切な手続を経て購入の検討がなされていないことから、場合によっては必要以上の機能を備えるなど、その必要性について問題がないとは言い切れないこと、あるいは価格の妥当性が確認できないために、通常の購入と同一と見なすことは適切でないと判断しました。

このため、本市の 21 年度の物品購入の平均落札率が 93.2% であり、予定価格を 6.8% 下回っていること、またことし職員による返還を行った千葉市、名古屋市が 10% という率を用いていることを参考に、これら三つの類型の物品につきましては、その購入価格の 10% 相当額を返還することにしました。

返還金の総額については、三つの類型の物品の10%相当額に加え、現物確認ができない物品と公金支出として不適切な物品については、関係所属の職員でその全額を負担します。これに利息相当額、国庫返還金の加算金をえた合計額、4978万6050円を返還金の総額としました。

議員御指摘の翌年度納入、前年度納入による物品は、支出負担行為の年度と納入された年度は相違していますが、その必要性や価格については、正規の決裁手続において検討されており、返還金の算定対象としていません。

以上の考え方により、返還金の総額を算定しており、今回の返還額については合理的なものと考えております。

続きまして、この返還金につきまして、集まらなかった場合という御指摘でございますが、今回の返還金の対象者には、返還金負担の趣旨を十分に説明し、理解を得た上で負担の協力を求め、返還金総額を確保します。

(4) 不適正経理の改善策という点について

教育委員会で不適正経理が多く発生した原因といたしましては、幼稚園、学校の現場において、教育活動に支障が出ないよう事務処理を早く行うことを優先し、法令を遵守して適正な事務処理を行わなければならないという職員の意識が不十分であったことなどによるものと考えております。

このため、10月4日の決算特別委員会全体会議への自主総点検の中間報告、また11月29日の自主総点検の報告が行われました後、直ちに園長、校長を招集し、適正な経理処理への取り組み、再発防止の徹底を図りました。また、11月1日から施行されました物品購入等検査規程について、園長、校長、教頭を対象に説明会を開催するとともに、事務の担当者に対しましても、具体的な様式を示しながら、適正な経理処理についての説明会を開催いたしました。

これらを通じて、園長、校長は、今回の事態を深刻に受けとめ、今後の改善に向けた意識統一が図られたものと考えております。今後も、法令遵守の観点等から、職員への研修をより一層徹底してまいります。また、学校の実態を踏まえまして、今回の問題の背景にある、例えば学校配分予算の振替、流用の手続、追加配分予算の時期、物品購入の方法などの具体的な改善策について関係部局とともに検討し、再発防止に努めてまいります。

5 懲戒処分について

(1) 平成21年度、2009年度に発生した教育委員会職員による酒気帯び運転の事案は、自家用車を運転して移動する途中、スーパーに立ち寄り、酒類を購入し、その駐車場で飲酒した後、そのまま車を運転するという悪質なものであり、免職としたものでございます。

一方、今年度発生した局長級職員による酒気帯び運転の事案は、前夜飲酒した後に就寝し、飲酒後約9時間が経過した翌朝にバイクを運転したものであり、当該職員に酒気を帯びて運転したという認識がないことから、免職としない特段の事情があるものとして、停職が相当と判断したものでございます。

特段の事情があるか否かは、個別の事案ごとに検討する必要がありますが、一般的には、飲酒後長時間が経過し、酒気を帯びて運転していることの認識がない場合などが特段の事情に当たると考えております。

(2) 職員の懲戒処分に当たっては、客観的視点から、非違行為の動機、態様等を総合的に勘案し、処分量定を決定しております。今回の局長級職員による酒気帯び運転の事案についても、こうした見地から処分量定を検討し、停職6月としたものでございます。

飲酒運転に対しては、引き続き厳しい姿勢で臨むとともに、毎年度、全職員を対象として実施している公務員倫理研修を初め、さまざまな機会をとらえて職員の意識を喚起し、飲酒運転の根絶を図ってまいります。

6 オリンピック招致について

(1) 市民説明会でのアンケート結果について

オリンピック招致開催の方針決定に当たっては、本市が目指すオリンピックの意義、内容について、市民の皆さんとの理解を得ることが重要であると考えております。

こうした考え方のもと、2020年ヒロシマ・オリンピック基本計画案の内容について、市民の皆さんに直接説明し、理解を得たいとの考え方から、10月21日から10月30日までの間に、全8区で説明会を開催いたしました。

議員御指摘のとおり、出席者に対するアンケートの結果では、基本計画案について理解が深まったとされる方の割合が、回答者の約8割を占めたということで、理解促進のために開催をしたこの説明会は、一定の成果を上げたと考えております。

しかしながら、中国新聞社の調査結果によると、市民に対する説明が不十分と回答した人が45.8%、どちらかというと不十分と回答した人が40.0%となっており、まだ市民に対する説明が十分でないと考えております。

なお、基本計画案に反対と回答した人、44.5%が、市民に対する説明が不十分と回答した人、45.8%と、ほぼ重なっていることから、そういう人たちに丁寧に説明することにより、理解をしていただければ賛成もふえていくものと考えております。

今後も引き続き、ヒロシマ・オリンピックの開催意義や内容を、市民の皆さんにより丁寧に説明し、さらに理解を深めていただく努力を続けてまいります。

(2) アンケート項目について

市民に意思表示していただくには、まずはヒロシマ・オリンピックの意義・内容を市民の皆さんに理解をしていただいた上で御判断をいただくことが重要であると考え、市民説明会を開催いたしました。このため、出席者に対するアンケートでは、基本計画案の内容について理解が深まったかどうかをお聞きしたものでございます。

(3) いつまで説明会をするか

立候補表明の時期につきましては、先日も市長が御答弁いたしましたように、JOCから

年内に決定しなくとも支障がないとの意向が示されたこと、また時間をかけてより多くの市民の皆さんに説明する必要があることから、年内をめどとしていた方針決定を延ばすことにいたしております。

なお方針決定に当たりましては、市民の皆さんの賛同が重要であることは論を待ちませんが、JOCによる国内候補都市選考の日程やオリンピックに関する世界的な動き、平成22年度当初予算に対する議会での付帯決議などがなされていることなど、他のさまざまな要素を視野に入れながら、その時々の状況に応じて総合的に判断することになると考えております。引き続き、さまざまな機会をとらえて、丁寧に市民の皆様に、ヒロシマ・オリンピックの意義・内容について説明をし、市民意見の把握に努めながら、理解と賛同を得るよう努力をしていきたいと考えております。

7 折り鶴ミュージアムについて

(1) 広島市折り鶴ミュージアム—— これ仮称ですが—— のあり方検討委員会は、折り鶴ミュージアムの整備の是非を議論するのではなく、市民の皆さんに具体的なイメージをお示しするため、折り鶴ミュージアム、仮称、のあり方及びその実現可能性を検討することを目的として設置をしたものでございます。

これまで開催されました2回の会議では、折りツルの保存・活用の意義や折りツルの展示方法、折り鶴ミュージアムの附帯的機能などについて活発に議論され、それぞれ専門の立場から建設的な意見が提案されております。

方向性を議論する中で、財政状況や建物の規模などの課題を懸念する意見も出されましたか、段階的な整備を選択肢とする実現性を考慮した提案がなされるなど、各委員とも検討委員会の目的を十分理解されております。

次回以降の会議では、整備手法や施設規模、既存施設を含めた候補地等について検討していくだき、最終報告を取りまとめていただく予定でございます。

本市としては、この最終報告を受けまして、これをもとに、市としての案を作成し、折り鶴ミュージアムの具体的なイメージを議会や市民の皆さんにお示ししたいと考えております。

なお、折りツルをささげた子供たちが、将来、自分の折ったツルを見せるために、自分の子供と一緒に広島に来るといったように、平和を願う気持ちが、国境や地域を越えて広がり、時や世代を超えて繰り返し伝承される平和の循環を創出するためには、20年から30年の折りツルを保存・展示することが不可欠であるとの考え方のもと、委員会で議論を行っていただいております。

8 広島西飛行場について

(1) 毎年、2億円以上の市の負担を妥当と考えているのか

広島西飛行場は、本市にとって中枢拠点性の向上や地域経済の活性化を図る上で重要な都市機能であると認識しております。

仮に、広島西飛行場を市営化した場合、ヘリポート機能の管理運営に要する経費は、県市で折半する方向ですが、それ以外の経費は本市が負担することとなります。

平成24年度、2012年度秋から予定されている滑走路等再整備後の本市の負担額につきましては、先日、平木議員の御質問に御答弁しましたとおり、定期便等の運航状況により変動することとなります。また、広島西飛行場あり方検討委員会の資料にもありますように、2億円から3億円台と試算しております。

飛行場を運営するためには、着陸料などの収入の額によっては、ある程度の負担が必要となります。将来的には本格的な指定管理者制度の導入や民営化を視野に入れた空港経営を検討することにより、可能な限り管理運営費の縮減に取り組んでまいります。

(2) 市営として存続するのか、ヘリポートにするのか、また別の結論があるのか

これまでに御答弁申し上げているように、広島県から広島西飛行場のヘリポート化の提案を受け、本市では年内に飛行場を市営化するかどうか判断することとしております。このため、ヘリポート化か市営化のいずれかの結論になるものと考えております。

(3) 航空事業者との交渉は、どの程度、可能性があるのか

仮に、広島西飛行場を市営化した場合には、フジドリームエアラインズを始めとする各航空事業者と西飛行場への就航に向け協議を進めていくこととなります。その際には、設置管理者として航空事業者へ受け入れ体制等、就航条件を具体的に提示しながら協議することができるため、路線開設の可能性は広がるものと考えております。

〈再質問〉

御答弁、ありがとうございました。

時間外手当ですけども、時間外手当がふえるところに臨時職員を採用していくということを検討するというふうな御答弁がありましたので、まずはよかったですとは思いますが、私が提案しているのは、政策としてそこに人を配置する雇用対策としてはどうかということなので、もう少し、もう一步踏み込んで、そこは御検討いただきたいなというふうに思います。

少し、数点、再質問させていただきたいと思いますが、人事委員会さん、国税庁の調査と人事委員会の調査が、対象が全然違うということは承知した上で聞いているんですけども、民間が非常に厳しい状況の中で、人事委員会も一部といえ民間を調査していらっしゃるわけです。ですから、ある程度そういった傾向が出るのではないかというふうに思っておりますし、ましてや20年前は100人が対象です、正規社員が。今になっては、50人というふうにハードルを下げられてるわけです。ハードルを下げるということは、より零細企業が入るのかどうかわかりませんが、厳しい民間の実態に即してくる、それを目的に下げられたわけでしょうから、今の御答弁では調べる対象の人数のハードルを下げても全く変わらない、そんなふうに聞こえるんですね。

片山総務大臣が、今回、9月でしたか、人事院の調査が絶対ではないと、今後、調査対象も引き下げていく必要があるんではないかというようなコメントもされているわけですが、調査対象のハードルを下げていっても民間の実態に近づくことはないのか、そこについてもう少し御説明をください。

それから、不適正な経理ですけれども、幾らお聞きしても返還額を見直しされることはないということだと思うんですけれども、じゃあせめて教えてください。平成14年度、15年度は、ちょっと国の会計検査院が調べただけでも、預け金でしたか、預け金については15年度の約5倍ぐらい、金額はわずかですけれども、16年度の5倍ぐらいが15年度には出ています。そういうことからすると、必ず消耗品としてもあるんではないかなというふうに思うんですけれども、14年度、15年度も推計はできないんですか、消耗品の総額そのものもないんですか、推計が全くできないのかどうか、そこをお答えください。

それから、西飛行場ですけれども、答弁からしてもう今後は存続なのかなというふうにも思いますけれども、どうしても存廃についてはこの議会中にお答えにはなりません。除夜の鐘を聞きながら報告を聞いても仕方がないので、12月末といいましても、あと10日ぐらいしかありませんよね。その間に、一体どんなことができていないのか、結局どういう形で議会には報告をされるのか、そこを教えてください。

それから、オリンピックですけれども、一番聞きたいことを聞いていらっしゃらないんじゃないかなというふうに思います。賛成か反対かを一番聞きたいんじゃないかなというふうに思います。課長さん、部長さんがお向いて、1時間、パワーポイントでびっちりと説明をされるわけです。理解が深まらないというふうに答える方がおかしい。理解が深まって、その次には、あなたは賛成ですか、反対ですかというふうに聞くのが、普通は自然の流れだというふうに思うんです。

今、各種団体にアンケートはとられておりませんよね、説明はされていますが、アンケートすらとられておりません。どのようにされるのかなというふうに思いますが、市民が賛成かどうか、お知りになりたいのかどうか、そこをお答えください。知りたくないなら知りたくない、知りたいなら知りたいというふうにお答えをいただきたいというふうに思います。

〈再質問 答弁〉

(1) 調査対象を100人以上から50人以上というふうに引き下げたわけですけども、それはできるだけ広く民間給与の実態を把握して反映させるという考え方でやったわけです。

ただ、地方公務員法の24条で、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」という、職務給の原則があります。したがって、同種同等での比較というその原則の中で、できるだけ民間の給与の実態を把握して反映したいという考え方でやっております。

そういうことから、国税庁の調査のように、パート、アルバイトまで含めての調査ということにはなりませんので、結果として国税庁との調査との間に、調査対象を100人から50人以上の規模に下げても、そういう格差があるということでございます。

(2) 不適正経理の額につきまして、15年度以前について推計ができるないかというお尋ねでございますけれども、先ほども御答弁いたしましたとおり、本市の支出関係書類が、16年度以降しか保存されていないということでございまして、会計検査院の方も、16年度以降ということで御了解をいただいております。

先ほどお話ししたとおり、例外的に事業者の帳簿を任意で提出を受けて、そちらの方に基づいて、14年度、15年度について、一部確認の金額が出てるということでございます。そういう状況でございますので、15年度以前については推計ができるないというふうに考えております。

(3) オリンピック招致については、市民の賛否を把握することは非常に重要でございますので、できる限りそういった把握はしたいと考えております。

(4) 西飛行場につきましては、これまで御答弁させていただいたように、提言等の可能性、そういう検討、あるいは国、県、航空事業者等の関係団体との協議結果、あるいは市民団体や経済団体からの要望、市民からの意見、そういうものを総合的に勘案して、今、鋭意、作業をしておりますが、現在の、今の段階でその判断に至っておりません。

今後につきましては、早急にそういう判断をしまして、県にどういった形で回答するか、議会に対してどういった形で説明するか、対応していきたいというふうに考えております。

〈再再質問〉

済みません、もう一度。

調査対象を下げても、結局、民間の実態には近づかないということで理解をしてよろしいんでしょうか、今の御答弁は。

〈再再質問 答弁〉

民間の実態というのが、国税庁の調査と近づかないかということになりますと、先ほどから申し上げておりますように、国税庁の調査というのは、調査目的も違いますし、パートとかアルバイトの方たちを含めた数字でございますので、同種同等の比較ということで民間の実態には、今の勧告制度は合ってるというふうに考えております。